

別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準(第八条の十七関係)

(平二一規則一二六・全改)

一 エネルギー供給を行う区域において供給する熱のエネルギー効率の値の基準

供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値
蒸気が含まれていない場合	〇・九〇
蒸気が含まれている場合	〇・八五

備考

一 熱のエネルギー効率の値とは、供給熱量を、燃料使用量、熱使用量及び電気使用量にそれぞれ単位発熱量を乗じて合算して得た発熱量で除して得た値をいう。

二 一の場合において、供給熱量、燃料使用量、熱使用量、電気使用量及び単位発熱量とは、それぞれ次に掲げる量をいう。

(一) 供給熱量 供給し、又は供給した蒸気、温水及び冷水の年度の熱量(単位 ギガジュール)

(二) 燃料使用量 熱の供給に使用し、又は使用した燃料の年度の使用量(単位 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位)

(三) 熱使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された蒸気、温水及び冷水の年度の使用量(単位 ギガジュール)

(四) 電気使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された電気の年度の使用量(単位 キロワット時)

(五) 単位発熱量 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに、同表の第二欄に掲げる単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数

三 二(五)において、他人から供給された蒸気、温水及び冷水については、当該熱を発生させるために使用された燃料、熱、電気の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、当該方法により求めた単位当たりのギガジュールで表した発熱量とすることができる。

四 二(五)において、第八条の四の表の一の項の下欄に掲げる(一)及び(二)の熱その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。

五 熱電併給設備により発生する電気を他人に供給するとともに、発生する熱を熱の供給に使用し、又は使用した場合にあっては、熱電併給設備において使用し、又は使用した燃料の発熱量のうち、熱の供給に使用し、又は使用した発熱量の算定は、別表第一の三の特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の部算定の計算方法の項に規定する知事が別に定める算定方法に関する指針によるものとする。

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準

窒素酸化物の量	四十立方センチメートル
---------	-------------

備考 この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

◆(この式においてC、OS及びCSは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)

OS 総排出物中の酸素濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)

CS 日本工業規格K〇一〇四に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 立方センチメートル))